

○職員の特種勤務手当に関する条例

〔 昭和45年2月23日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 昭和48年2月28日 条例第4号 昭和58年4月1日 条例第1号
昭和60年2月25日 条例第6号 平成8年12月10日 条例第2号
平成11年3月4日 条例第4号 平成13年12月6日 条例第2号
平成16年3月4日 条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、名寄地区衛生施設事務組合職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号。以下「条例」という。）に規定する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（手当の支給）

第2条 この手当の種類、支給の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（昭和45年2月23日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則（昭和48年2月28日 条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年4月1日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年2月25日 条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月10日 条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月4日 条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月6日 条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月4日 条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手当の区分	支給範囲	手当額
危険又は不快業務手当	汚水槽内に入り、点検、清掃作業に従事した者	日 500円

